

万葉集御製歌と「自敬表現」

西田直敏

一 問題とその沿革

万葉集卷六の93番歌「天皇賜酒節度使卿等御歌一首」は、天皇が自身に関して尊敬語を用いた所謂「自敬表現」の代表的な例として知られている。

食國遠乃御朝廷尔汝等之如是退去者平久吾者将遊手抱而我者將御在天皇朕宇頭乃御手以極無曾祢宜賜打撫曾祢宜賜將還來日相飲酒曾此豐御酒者

かしがたい事実である。が、近世以降の敬語の使用状況や意識から見ると、自分自身に尊敬表現を行なうのは異様である。それで、こうした「自敬表現」について種々の説が提起されることがになった。それらは、大別すれば、天皇が「自敬表現」を行つたということを事実として肯定する説と、そうした事は實際には行われなかつたと事実を否定する説とに分けられる。

時代的に概観すれば、まず江戸時代には、本居宣長が『古事記伝』において、「上代には、貴人は自のうへをも、尊みて詔ふことつねなり、後ノ世の心を以て疑ふべきにあらず」（九之卷『本居宣長全集』第九卷三九九頁 筑摩書房）と断じたことが大きな影響を与えた。これを理由づけしようとしたのが鹿持雅澄『万葉集古義』の説である。即ち天照大御神の天壤無窮の

神勅によつて定められた皇統を繼ぐ天皇は、その至尊なるの自覺において、天皇の「類なく尊く大坐す事をつくろひ賜はず、
飾り賜はず、ありの體にのたまへる」ものであるとした。これ
に対して、江戸時代の否定論は、富士谷御杖が『万葉集燈』の
中で、開巻第一の雄略天皇御製中の「吾已曾座」の「座」の訓
について、宣長説を批判して、次のように述べている。「もと
神典は神の御心をはかり奉りて、後よりかき、後よりよみたる
ものなるを、宣長は実録とみたるよりの説なり。御みづから、
いかでさはのり給はむ。しかるべきからざる事は、古事記燈をみ
てさとるべし。これは、帝の御うへなるが故に、家持卿の、心
えてしかゝれたるにて、なほ「をれ」とよむべき也。」（二四頁
古今書院刊）天皇の自敬表現と見えるものは綱者等の書きか
えの結果であるといふのである。

明治・大正・昭和前期（昭和二十年の終戦まで）には、肯定
説が圧倒的であった。湯澤幸吉郎（自己に敬語を用いた古代
歌謡等について）『國語と國文学』（昭和五年五月号）のよう宣
長・雅澄説によつて、卷六の「天皇賜酒節度使卿等御歌一
首」の自敬表現は説くべきであるとしたもののはか、「君臣の
間に親愛の至情溢るものありて和（讐々たる愛をあらはせ
給へる所なり」（山田孝雄『敬語法の研究』四〇七頁）とか、

「我が國語に自己尊敬の語法が存在するのは、確かに我が國体
の一つのあらはれである」（松尾格次郎『國語法論叢』八六〇
頁）などと説かれた。

この時期の「自敬表現」否定説は、三矢重松で、「記者より
の敬語によりて真正の対話文にあらず」「之を古の神は自の上
にも敬語を用ひたりと思ふは甚しき誤なり。太閤などこそ自称
に殿下、恩召スなどとも言ひけめ、さては子供も坊ツチヤン
ガなどは言ふけれど、常識ある人には有るべくもあらず」
（『高等日本文法』六九九頁）とした。

この時期の万葉集注釈書を見ると、全て自敬表現肯定説であ
る。一二の例を挙げれば、93番歌について、「かく御自の御う
への事を御自詔ふに尊みて詔へること天皇威棱の二なくありが
たくかたじけなき事」（卷初（〇九丁））に委辨たるが如し」（井
上通泰『万葉集新考』卷六 一〇八五頁 昭和三年）、「天皇御
自ら、かく尊語を見る給ふのが、ならわしである。」（鶴巣盛廣
『万葉集全訳』第二冊二〇三頁 昭和六年）、「天皇御自ら敬語
を御使用になつてゐるのは、外國に比類のない、いともかしこ
ま我国の風習である。」（新村出『万葉集總訳』第三 八三頁
昭和十年）

昭和後期（終戦以後）になると、まず尾崎知光氏による自敬

表現否定説が史的な考察を伴つて提起された。尾崎氏は、天皇の実際の話したことばには「自敬表現」ではなく、古代歌謡や物語等に見える「自敬表現」は、尊者の動作を語り伝える者の立場からの敬意の介入したもので、所謂「自敬表現」は、直接話法と間接話法の混淆によって生じた現象であるとした（「所謂自敬表現について」名古屋大学文学部研究論集X 文学4 昭和三十年三月）。

万葉集注釈では、これより早く土屋文明氏が「万葉集私注」において、93番歌について、「天皇は、自ら敬語を用ゐられることがあるが、此の一篇が、全篇敬語なる敬語が始終して居るのは、實際の作者は別にあって、天皇の立場に於いての心持で作つたものと見える。（中略）恐らく辞見の日に酒を賜はり、此の歌も誦せられたものであらうが、宣命などの例によれば、天皇みづからではなく、延臣のある者によつて予め用意され、誦せられたのであらう。」（第六卷 昭和二十六年 八七一八八頁）と代作説を打ち出している。

更に、武田祐吉氏は「万葉集全注釈」において、93番歌について、「かような臣下を奨励される性質の歌には、型があつて、時に臨んで下されたものであり、巻の十九にも遣唐使に酒肴を賜わる歌（四二六四）があつて、後半は同一の詞章から成つて

いる。数代の天皇に同型の御歌があり、それでここにも作者の別伝を存するに至つたのである。眞実の作者は、宣命と同じく中務省あたりで起草したであろう。なお巻の十九は、助詞などを小字で書き、いわゆる宣命書きになつてゐるが、それが原形であったと考えられ、この歌ももとは宣命書きになつていたのであろうと推測される。」（六一一五頁）また、「自敬表現について」「ワレハイマサム（中略）ウツノ御手モチ、ネギタマフなど、御自身の上に敬語を使用している。これは宣命にも常に見る所であつて、これによつて天皇の尊厳性を表現しようとする起草者の意図である。」（同一一七頁）と說いた。この武田説を澤瀉久孝氏も「万葉集注釈」（中央公論社）において支持した。

同じ頃、小島憲之「『文学はあるく』と云ふことをめぐつて」（国語国文 昭和三十一年一月）、土橋寛「短歌の原型」（国語国文 昭和三十一年四月）などの論文が出て、「自敬表現」は実は代作者の立場からの天皇への敬意表現であるという説が主張され、今日の万葉集注釈に引き継がれている。たとえば、小島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注「日本古典文学全集・万葉集二」（昭和四十七年 小学館）では、「○我はいまさむ——」マスはキルの敬語、尊者がみずからに敬語を使つた、いわゆる自

敬表現。これは、天皇自身が語るという形式をとりながら、実はその代弁者としての語り手（伝達者）が別にあり、その語り手から天皇に対して敬意が払われたのだと解される。この歌は高官派遣の儀礼歌の型ともいべきものに、若干手を加えたと思われる」（一五八頁頭注）と説明しているし、青木生子・井手至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎校注『新潮日本古典集成 万葉集二』（昭和五十三年）でも「天皇がみずからに敬語を用いた、いわゆる自敬表現が見えるのは、宣命などと同じく、天皇自身が発言する形式をとりながら、作者や伝達者が別にあり、その人物の天皇への敬意が表わされたもの」（一四二頁頭注）と説く。

最近の吉井巌『万葉集全注』（昭和五十九年九月有斐閣）では、「○我はいまさむ」について、「このような尊敬語が一人称表現に用いられているところに問題がある」として、前述の小島憲之、土橋寛西氏の論文をあげ、日本古典文学全集の頭注を引き、「自称敬語の現象の背後には、物語述作者、代弁者あるいは伝説者が存在しているわけであり、本歌の結尾の三句が、入唐使・藤原朝臣清河に賜わった御製（19・四二六四）ときわめて類似しているのも、宮廷には、天皇に替つて詞章を作り、また朗詠する者があり、詞章も用意された手本とな

るものがあつたことが推定される。この聖武天皇御製も、かかる代作、朗詠を経て公表されたものと考えられる。なおこの問題については、天皇自身の自敬表現とする神田秀夫説（『用言による敬意の表現から見た万葉歌人の社会感情』『万葉集研究 第五集』）のあることもつけ加えておく」（一四四頁）と説いている。

神田説は、天皇自身の自敬表現を肯定する説であるが、その前に、戰後の国語学、敬語史における「自敬表現」肯定説を見てみよう。

昭和三十年に、佐藤喜代治氏は「万葉集における待遇表現」（万葉集大成 第六卷 「言語篇」）において、次のように述べて

いる。「万葉集の中では、天皇が御自身について述べられる場合に敬称を用ゐられるのが普通である。これはひとり万葉集に限らず古代の国語に見られる特殊の語法である。この事実については在来種々の説明が加へられてゐるが、天皇が御自身の地位を重んぜられることが根本をなしてゐるのではないかと思ふ。單に相手に対して敬意を表すといふのではなく他に対しても自己の体面を保つといふ点に国語における敬語の重要な意味があるやうに思はれる」（一九〇頁）

辻村敏樹氏は、「話者自身上位主体語を用い、対者に下位主

体語をとるという自尊敬語の用法」について、「(1)文献に残された敬語表現が当時の言語事実をそのまま反映することも十分あり得る。(2)たとえ事実をそのまま反映していなくても、そのような表記を許す敬語意識が書記当時にあつたはずである。(3)今日の敬語意識を以て直ちに古代のそれを云々できない。」と、いう点から、肯定説の「敬語が相対的になる前の絶対的表現である。」という考え方を示した(『上代敬語の特質』『国文学』昭和四十一年七月)。「敬語史の方法と問題」(講座国語史5 敬語史 昭和四十六年 大修館書店)。「日本語の敬語の構造と特色」(岩波日本語4 敬語)昭和五十二年など)

また、春日和男氏も、上代敬語の特色の一として、「至尊における自称敬語の用法は、すでにあって、少なくとも公式には、しばしば用いられた。」とする(『古代の敬語』(講座国語史5 敬語史)、「敬語の変遷(1)」(岩波日本語4 敬語)など)。

最近では、平安時代の藤原道長自筆の日記『御堂関白記』や鎌倉時代の伏見天皇、花園天皇の自筆日記に所謂「自敬表現」の確かな例の見えることが報告されている。(總田定樹「御堂関白記・小右記の敬語・敬語表現(その五)」『岡山大学教育学部研究集録53』昭和五十五年。西田直敏「宸記に見える所謂

「自敬表現」について——伏見天皇宸記・花園天皇宸記を中心にして——」(北大国文学会)『国語国文研究』五〇号 昭和四十七年、西田直敏「天皇のことば—鎌倉時代の宸記・宸翰の「自敬表現」を中心に——」(藤女子大)『国文学雑誌』一六号 昭和四十九年。西田直敏「伏見天皇宸記の敬語表現」北大文学部紀要 33—3 昭和六十一年など)

なお、万葉集注釈では、高木市之助・五味智英・大野晋校注『日本古典文学大系 万葉集二』(岩波書店 昭和三十四年)の9番歌頭注に「天皇は敬語的表現のみを受けるので、自己の動作についても、尊敬の表現を用いる。」とある。

さて、紹介を保留してきた神田秀夫氏の自敬表現肯定説は、次のようなものである。まず九七三番歌について、小学館本『日本古典全集』頭注のように「儀式的に考へなくとも、元正上皇(九七四左注)なり、聖武天皇(九七三題詠)なりの真作に於ける自敬表現と受けとつてよいのではないか。」(十一頁)と言い、一六三八番歌について、「儀式とはいへないが、「いませど」といふ自敬表現が使はれてゐる。」更に六二四番歌について、「この歌はもと酒人女王が奉った歌に対する聖武天皇のおん返しなのであるから、「笑ましし」はもと女王が天皇を描写して、微笑なさつた、といったものであるが、その文

句をそのまま採つて返歌が自己の表現としてゐる以上は、それもやはり自敬表現である。」とした上で、「かやうな六二四、一六三八の例を参照すれば、天皇は、実際に日常生活に於ても自敬表現を探ることがあつたとみられ、然らば九七三の場合も、

特に「代弁者としての語り手」を想定する必要はないやうに私は思はれるが、いかがであらうか。」（一二二頁）とする。更に

「自敬表現を天皇が探るのは、身辺の皇族嫡流のなかでの長幼の序を超えたものとして自身の位置が定められてゐたことに気づくるものと思はれる。」と書く、「天皇は、先づ皇族によつて押し立てられる。それを皇族を尊重してゐる諸氏族が敬ふ、といふ二重の輪が周囲にできてるために神格化されやすかつたのではないか」と推測し、「自敬表現も、もとは天皇一人に限定されない時代があつたと見なければなるまい。現人神も同断。それが天皇一人に限定されたのは、實際は大宝令以後のことなのであらう。」（一四〇頁）という。

以上、93番歌を中心にして、問題の沿革を明らかにしてきた。肯定説では、国語学の側で、自敬表現が事実として行われた可能性が強いとする説が有力であるのに對して、万葉集注釈では、自敬表現を代作者の立場からの敬語への言いかえと見る説が有力であるのはおもしろい対立である。

本稿では、問題の沿革に鑑み、万葉集における天皇御製歌の敬語表現を分析することによって、問題の真相に迫つてみようと思う。

二 用例とその考察

万葉集における天皇御製歌（太上天皇御製歌を含む）は、次の通りである。国歌大観番号によつて示す。

A題詞に御製歌とあるもの三十七首

天皇御製歌 1225 26 27 28 1039
1539 1540 1538 1664

天皇——御製歌 64

岡本天皇御製歌 151

御製歌 1009 4567 4558

天皇御製 76

岡本天皇御製歌 457

天皇御歌 9103 1023 530

天皇——御歌 93 974 1615
1615 1616

御歌 4565

太上天皇御製歌 16157

太上天皇御歌 456

先太上天皇御製——歌⁴³⁷

先太上天皇——御口号曰⁴²³

B題詞注に御製歌とされているもの一首

一書云、太上天皇御製⁷⁸

C左注に御製歌とされているもの四首

或云、天皇御製歌⁷⁴

或本云、岡本天皇御製¹⁶¹

或云、太上天皇御製⁹³

或云、此歌一首太上天皇御歌¹⁰⁰³

以上を天皇每にまとめるところのようになる。

雄略天皇二首（¹⁶⁶⁴）、舒明天皇一首（²）、天智天皇一首（⁹¹）、天武天皇四首（^{25 26 27 103}）、但、^{25 26}は異伝歌）、持

統天皇三首（^{28 162 236}）、文武天皇一首（⁷⁴）、元明天皇一首（⁷⁶）、元正天皇五首（^{157 458 423 447}）、聖武天皇十一首（⁵⁹）

また、²⁸⁸番歌の題詞のよう、

天皇太后共幸於大納言藤原家之曰、萬葉澤蘭一株拔取令
持内侍佐々貴山君、遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御
皇（元明天皇或いは舒明天皇）四首（^{45 46 451}）、太上天
皇（元明天皇或いは持統天皇）一首（⁷⁸）。

なお、卷二^{160 161}番歌は、題詞に「一書曰、天皇崩之時、太上

天皇御製歌二首」とあるが、この時点では、持統天皇は皇后なので、「御製歌」には加えなかつた。

天皇御製という極めて重要な歌に作者の異伝があつたり、歌詞の異同があるということは、その御製の伝承から文字化までに種々の事情があつたことを物語るものである。たとえば、⁴²³

番歌は、題詞によれば、「先太上天皇詔陪從王臣曰、夫諸王卿等宜賦和歌而奏御即口号曰」とあり、御製の後に、舍人親王の「応詔奉和歌一首」を載せ、その左注に次のように記している。

右、天平勝宝五年五月、在於大納言藤原朝臣之家時、依

矣事而訪問之間、少主錦山田史士麿、語少納言大伴宿

祢家持曰、昔聞此言即誦此歌也

これは、御製歌に限らないが、歌の伝誦の姿の一面を示すものである。「御口号」とあるごとく、天皇自ら歌われたのである。

また、²⁸⁸番歌の題詞のよう、
天皇太后共幸於大納言藤原家之曰、萬葉澤蘭一株拔取令
持内侍佐々貴山君、遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御
皇（元明天皇或いは持統天皇）四首（^{45 46 451}）、太上天
皇（元明天皇或いは舒明天皇）一首（⁷⁸）。

命婦誦曰

と「命婦」が朗誦したこともある。

これらから見ると、万葉集に記載されている御製は、その最

初の形は、書き書きのようなものであつた可能性が強い。そして、歌集（万葉集の素材となつた歌集）或いは、万葉集に収録される時点で、天皇御製としてふさわしい表記に整えられたと推測される。これは、富士谷御杖などの説の如く、編者などが、との御製になかった敬語表現をつけ加えたと言うのではない。伝聞あるいは聞き書きの誤りやゆれがある場合には、25 26番歌のように異伝が「或本歌」「一書云」などとして示されているし、1030番歌のように

妹尔恋 吾乃松原 見渡者 潮干乃鴉尔多頭鳴渡〔卷六
雜歌〕

右一首 今案吾松原在三重郡、相去河口行宮遠矣。

若疑御^ニ在朝明行宮之時、所^レ製御製 伝者誤^ニ之歟
と疑問符を付してもいる。更に26番歌のように

赤駒之 越馬締乃 締結師 妹情者 疑毛奈思〔卷四 相
聞〕

右、今案、此歌擬古之作也、但以^ニ時當、便賜^ニ斯歌^ニ歟
と注されているものもある。従つて、歌そのものを編者等が私意をもつて敬語表現を加えて作り直して歌集に収めたなどといふことは考えにくいことである。ここで強調しておきたいのは、天皇御製らしい表記にすべく漢字を選んで書いたものがあると

いうことである。たとえば、26番歌の不聽跡雖云 強流志要能我 独語 比者不聞而 眇恋尔家
里〔卷二 雜歌〕の「眇」は、天皇の自称であることを示す漢字である。同様の例は、93番歌の「天皇眇」、26番歌の「眇堂祐介」にも見られる。

また、臣下の天皇に申し上げることを「奏」で記した例がある。前例の26番歌の志斐姫の返歌に

27 不聽雖謂 語礼々々常 詔許曾 志斐伊奏 強語登言
これを天皇の側からそのまま用いれば、所謂「自敬表現」となる。

424 (前略) 平安 早渡來而 遠事 奏日^ノ尔 相飲酒曾 斯

豊御酒者〔卷十九〕

「自敬表現」の例で言えば、153番歌の

青丹吉 奈良乃山有 黒木用 遣有室著雖居座不飽可聞
〔卷八 冬雜歌〕

「居座」がそれである。「和歌童蒙抄」の説の如くに、本来「居」(ヨレ) (ど) とあつたのを、天皇御製だから「座」を添えて「マセ (ど)」を読ませたのだという見方もあるが、万葉集中の用例で考えると「居座」はこの153番歌のみの例である。

「ヲリ」は、「居」で示されるが、「イマス」とは訓みににくい文字である。「座」は「マス」「イマス」と訓めるが「ヲリ」と読むことを拒否できない表記である。それは、「座」字の用いられている用例全てを「マス」「イマス」と統一的には訓めないことによつても明らかである。しかし、同時に「座」は「ヲリ」としか読めないとは言えない文字である。こう考えてみると、¹²⁴番歌の「居座」の表記は御製が「イマセド」と表現されていて、これを「ヲレド」と読み誤られないようにも表記しようとした苦心のあらわれではなかつたかと思われてくる。この意味では、有名な1番歌の雄略天皇御製「吾已曾座」は、すぐ上に「吾許曾居」と対の形の表現があるので、「ワレコソヲレ」の訓の方が可能性があり、「ワレコソマセ」としか訓めないという表記にはなつていない。

音声として口から耳へと伝えられた歌が万葉集で文字化される場合、一字一音式に全文が表記されるものは別として、表語的に漢字が用いられるものでは、原歌に敬語表現があるものはその敬語表現を何らかの形で示さないかぎり、読む人に、その文字面からもその敬語表現を再構せることは不可能に近い。そのために、前述の1番歌の「吾已曾座」を「ワレコソマセ」と訓むか「ワレコソヲレ」と訓むかの対立の歴史が生じている

のであるが、原表現がそのいすれであったのかは今となつては不明であるとしか言いようがない、敬語として表記されていない漢字表記の語をその詠み手と対象となつてゐる人物との関係などから敬語を補つて訓もうとするのは、万葉集に限らず古事記や漢文体の日本書紀の訓説にまで行われてゐることであるが、たとえば、前に引用した2番歌についても末句の「強語發言」の「言」を「ハル」と訓む説（日本古典文学大系）もある。が、これも「ノル」としか訓めないという性質のものではない。

すると、もし歌集の編著者がどうしても敬語表現を読者に再構成させたいという意識を持ったとしたら、必ず文字表記の上に示したにちがいないと思われる。天皇御製歌でいえば、前述の例のほか、たとえば卯番歌の「遠之御朝廷」「吾者將ミ御在」「宇頭乃御手」「祢宜賜」「此豈御酒者」（この場合は、美称）などの「御」字や「賜」字がそれである。

そこで、万葉集の御製歌について、漢字表記の上に示された敬語表現のあるものと、そうした配慮のないものとに分けてみると、次のようになる。

- A 敬語に読まれるべき漢字によって表記された敬語表現を含む御製歌 八首

① 78 君——和銅三年庚戌春二月、從^ニ藤原宮遷^ニ于麻來宮時、

御輿停^ニ長屋原^ニ遡望^ニ古鄉^ニ作歌^{一書云} 太上天皇御製

飛鳥 明日香能里乎 置而伊奈婆

君之當者 不所見香聞安良武^{一云、君之當手不見而香毛安良牛}

(卷一 雜歌)

此年、太上天皇はない。「遷都当時の天皇で後には太上天皇だった元明天皇を指すか。明日香からの遷都の時の天皇（後に太上天皇）の持統天皇とする考え方もある」（岩波古典大系「万葉集一」四七頁頭注）元明帝、持統帝いずれにしても女帝。

② 12 天下所知食之 吾大王 日之皇子 所念食可

天皇崩之後八年九月九日、奉為御賀会之夜、夢裏習賜御歌
一首^{古事記中出}

明日香能 清御原乃富尔 天下 所知食之 八隅知之 吾

大王 高照 日之皇子 何方尔 所念食可 神風乃 伊勢

能國者 奥津漢毛 嘴足波尔 嘴氣能味 香平足流国尔

味凝文尔乏守 高照日之御子^{（卷二 押歌）}

天皇は、天武天皇。その皇后であつた持統天皇の御製。亡き夫天武天皇への尊敬表現。

③ 458 君——齒本天皇御製一首

神代徒生縫來者 人多 国尔波滿而 味村乃 去來者行跡

吾空流 君尔之不有者（下略）（卷四 相聞）

④ 1615 君——反歌

山羽尔 味村騒 去原礼膳 吾者左夫思惠 君二四不在者

(卷四 相聞)

岡本天皇は、左注にも「高市岡本宮」（舒明天皇）か、「後岡本宮」（齊明天皇）か不明とあるが、「君」の語は当時女性が男性に使う尊称に多く用いられているので、舒明天皇の皇后であつた齊明天皇と考えられる。

⑤ 1615 公——天皇賜報和御歌一首

大乃浦之 其良浜尔 緑流浪 寛公乎 念比日^{大浦者遠江田之海浜名也}

(卷八 相聞)

聖武天神が遠江守松井王に返歌をされたもの。「公」は儀礼

的に用いられたと見る。

⑥ 93 御在 御手 称宜賜——天皇賜酒節度使郷等御歌一首

食国 遠乃御朝庭尔 汝等之 如是退去者 平久 吾者將

遊 手抱而 我者將御在 天皇朕 宇頭乃御手以搔撫曾

称宜賜 打撫曾 称宜賜 將還來日 相飲酒曾 此豈御酒

者（卷六 雜歌）

⑦ 158 居座——天皇御製

青丹吉 奈良乃山有 里木用 造有室者 雖居座不勉可坐

(卷八 冬雜歌)

この歌は、左注に「右聞之、御^ミ在左大臣長屋王佐保宅^ミ肆宴^ミ御製」とある。

右のうち、93、1538番歌は、ともに聖武天皇御製であり、天皇が自らに尊敬表現を用いているから、所謂「自敬表現」の確実な例である。

b 謙謹表現 一首

① 124奏——勅從四位上高麗朝臣福信、遣^ミ於難波、賜^ミ酒肴入

唐使藤原朝臣清河等^ミ御歌一首

虚見^{タム} 山跡乃國^{カタマリ} 波水上坡 地往如久 船上波 床座

如 大神乃^ミ 鎮在國^{カタマリ} 四船 船能^{タマリ} 平安 早渡來而

還事^{タマリ} 父^{タマリ} 相飲酒^{タマリ} 斯^{タマリ}御酒者^{タマリ} (卷十九)

孝謙天皇が使者を遣して入唐使に賜つた御製、使者が持つて

いたものであるから、こうした寔命書きになつていてるので

あろう。天皇に対して報告することを「奏」字を用いている

から、これも「自敬表現」となる。

B 敬語に読まれるべき漢字を含まない御製歌

この中には種々のものがあるので、更に下位分類を施して示す。

a 漢字本来の字義には敬語的意義を持たないが、万葉仮名と

して用いられ、和語の敬語表現を示しているもの 二例

① 1 菜摘須兒^{タマリ} (此岳尔) 菜摘須兒 卷一雜歌

② 4057 伎美^{タマリ} (多万之賀受 伎美我久伊豆伊布保理江尔波 多麻

之伎美^{タマリ} 都云^{タマリ} 可欲波牟 卷十八)

右の二例は、いずれも尊敬表現となる。

b 漢字表記は敬語表現ではないが、訓みとして、尊敬表現によまれているもの 二例

① 1 吾^{タマリ} 曾座^{タマリ} (ワレコソマセ) (卷一雜歌)

② 26道相而咲^{タマリ} 之柄尔^{タマリ} (ミチニアヒテエマシシカラニ) (卷

六相聞)

右の1について、「ワレコソマレ」と訓む説も有力であり、この場合は「自敬表現」ではなくなる。26は「エマシシ」の

主体を聖武天皇とすれば「自敬表現」、海入女王とすれば、女王への尊敬表現となる。

c 自然歌で、内容的に敬語表現と無縁の御製 六首

28、10309、1511、1539、1561(但、15161は同歌)

d 臣^{タマリ}下^{タマリ}のことを内容としたもので、敬語表現が、表記としても、訓みとしても用いられていないもの 四首

27、76、94、1537

e 天皇自身の行動などを歌っているが、敬語表現に訓まれて

いないもの 三十七例

- 1 家吉閑名、吾許曾居、2腰立 国見乎為者、25念乍叙來、
26 念乍叙來、74我獨宿牛 78伊奈婆 君之當者不所見香聞安良
武 91妹之家毛繼而見麻思乎 答比者不聞而 欲吾恋流君尔之
不有者 念乍寢宿難尔登 阿可思通良久茂、47恋乍裳將有 50
械結師 (訓に諸説あり) 疑毛奈思 64道相而 1000見渡者 1540
聞之奈倍 165寛公平念比曰 167都芸三可欲波牛 458安礼波和須
礼自 255朕笠裙 頸而特待 258吾見之草波 259見者有之乎 今
日見者 年尔不忘 所念司母 253山行之可要 和礼尔依志米之
457安平称之奈久母

以上に述べた範囲で言えば、御製歌の敬語表現は、次のようにまとめられよう。

- 1 天皇は他に対して、尊敬表現を用いることがあるが、これは皇后であった女帝から夫君であった天皇に用いたと見られるものが大部分で、聖武天皇の桜井王に用いた「公」(165)は返歌の儀礼としてであるように思われる。孝謙天皇の(47)の「伎美」も同類であるが、こうした用法がこの時期に行われていたことを示すものである。雄略天皇の有名な「裳橘須兒」(1)は求婚対象に尊敬表現を用いたことを示すものであろう。

- 2 天皇は自身のことに関する尊敬表現を用いることがあるが、

Aの漢字表記に明示されたものは、93番歌と13番歌で、いずれも宴席におけるもので、聖武天皇御製である。

3 天皇が臣下の天皇に対する行為を謙遜表現をもって歌つたのは、孝謙天皇の42番歌である。これも入唐使の出発の宴に使者を遣して賜つたものである。

4 天皇が他に対しても謙遜表現を用いた例はない。
5 天皇が自己の行為を歌う場合、その大部分は敬語表現ではない、普通の語が用いられている。

三 結 論

万葉集の御製歌の「自敬表現」の確実な例は、聖武天皇と孝謙天皇の御製に見ることができるが、その全てが宴席に関わるもので、節度使(98)、入唐使(254)に酒を喝るものと長屋王宅の肆宴(158)におけるものである。近年の万葉集注釈においては、宣命が中務省において起草されるところから御製歌もその場にふさわしく中務省あたりで作られたもので、そのためには、天皇に対する尊敬表現が歌の中に用いられ、自敬表現の形になつていると説く説が多い。が、たとえば、それは、現代の「天皇のおことば」が宮内庁で草稿が作られるから、天皇がお述べ

になつたり、お読みになつたりするメッセージは、実は天皇の本当のおことばではないと言つてゐるようになりはしないであろうか。また、⁹³番歌や¹⁵⁸番歌が中務省などで作られたというのも推測に過ぎないもので決定的な確実性に乏しい。かえつて、天皇の名によつて差表された歌は、そのまま「御製歌」として見てよいと思われるし、天皇臨席の宴は、公的な性格を持つから、そこで天皇が最高権力者としての立場で歌を詠まれる中に、天皇自身のことと尊敬表現をもつて述べ、臣下の天皇に対する行動を謙譲表現をもつて述べることによって、天皇と臣下との間の絶対的な上下関係を言語的に示す所謂「自敬表現」があらわれることになるのである。小論の結論は、国語学における辻村敏樹氏、春日和男氏などの説と同じ結論であるし、神田秀夫氏の説とおむね一致するものである。

歴史学、法制史などで既に言われているように、天皇制は、古代の氏族的国家体制から中央集権的な律令国家体制へと発展していくが、奈良時代は律令体制の全盛期で、石井良助氏によれば、大宝律令施行の文武天皇の大宝二年（七〇二）から藏人所の設置された嵯峨天皇の弘仁元年（八一〇）までの一〇八年間の時期は、「本期は上代後期がかばね（姓）の世であるのに對して、位階の世であるといえる。政治的には中國流の皇帝親

になつたり、お読みになつたりするメッセージは、実は天皇の本当のおことばではないと言つてゐるようになりはしないであろうか。また、⁹³番歌や¹⁵⁸番歌が中務省などで作られたというのも推測に過ぎないもので決定的な確実性に乏しい。か

えつて、天皇の名によつて差表された歌は、そのまま「御製歌」として見てよいと思われるし、天皇臨席の宴は、公的な性格を持つから、そこで天皇が最高権力者としての立場で歌を詠まれる中に、天皇自身のことと尊敬表現をもつて述べ、臣下の天皇に対する行動を謙譲表現をもつて述べることによって、天皇と臣下との間の絶対的な上下関係を言語的に示す所謂「自敬表現」があらわれることになるのである。小論の結論は、国語学における辻村敏樹氏、春日和男氏などの説と同じ結論であるし、神田秀夫氏の説とおむね一致するものである。

政治が行なわれ、皇帝の下に太政官を中心とする中央集権的官僚組織が行なわれたのであつた。律令制が政治的にもっとも大きくなる機能を發揮した時期である。（『法制史』昭和三十九年山川出版社三百頁）。いわば、天皇制の黄金時代であつた。

就中、聖武天皇は、東大寺廬舍那佛造立に際しての勅の中で、「夫有^ミ天下之富，^ミ者朕也。有^ミ天下之勢，^ミ者朕也」（『続日本紀』天平十五年十月十五日条、新訂増補國史大系第二卷一七五頁）と詔した天皇である。この聖武天皇とその皇女であった孝謙天皇の御製に「自敬表現」が用いられていることは、偶然ではない。

なお、⁹³番歌の「天皇朕」という表現は、万葉集中このみであるが、宣命において「皇朕」は七例を数えるが元明天皇の和銅元年正月十一日詔（第四詔）に「今皇朕御世両當而」とある一例以外は、全て聖武天皇の詔に見えるものである。即ち、第五詔（神亀元年二月四日）「皇朕^賀御世當」、第六詔（天平元年八月五日）「皇朕御世當而^止座朕^母」、第七詔（天平元年八月二十四日）「^爾皇朕高御座^爾坐初^申」、「皇朕御身毛^年月積^奴」、第十三詔（天平勝宝元年四月一日）「今皇朕御世^爾當^坐者」、「皇朕御世當^氏」など。祝詞では、新年祭、六月月次、大殿祭に「スマラワガ」の語が見えるが、表記は「皇吾」「皇我」

である。

筆者は、日本の宮廷敬語体制が整備されるのは、律令制と位階制が整い、天皇親政の中央集権的国家体制が充実していく文武、元明、元正、聖武、と続く奈良朝の最盛期であつたろうと考えてゐるが、いわば「天皇語」としての「自敬表現」の確立もこの時期に想定することができるであろうと思うものである。